

(別紙)

**「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び
「三重県有料老人ホーム設置運営指導指要綱の様式」の一部改正等について**

1 趣旨

厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(以下「国指針」という。)の一部改正をうけて、より一層、三重県の実情に応じた指導・運用を行っていくために、国指針の改正の趣旨及びこれまでの指導等を踏まえ、「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」の一部改正を行うこととした。

また、介護保険最新情報「介護保険施設等における事故の報告様式等について(通知) Vol.1332」において、厚生労働省から、介護保険施設等における事故報告の様式の変更があったので、「三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱の様式」を一部変更する。

2 主な改正点

(1) 「三重県有料老人ホーム設置運営指導指針」

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体(公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会)と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

(2) 「三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱の様式」

第13条(事故報告)における事故報告書(様式第9号)の一部を変更する。

①「4 事故の概要(事故の種別)」に自由記載欄の追加

②「6 事故発生後の状況」に独自項目追加欄の追加

※①及び②ともに、三重県が使用する欄となりますので、事業所様で記載する必要はありません。

3 施行日

令和6年12月24日